



平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 矢嶋 弘毅  
(コード:6534、東証第二部)  
問合せ先 グループ経営企画ユニット 社長室  
(TEL. 03-5449-6200(代))

## 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定についての議案を、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

当社の取締役報酬等の額につきましては、当社定款附則第 2 条の定めにおいて、当社の設立の日(平成 28 年 10 月 3 日)から最初の定時株主総会終結の時までの期間に係る取締役の報酬等の額を、総額 300 百万円以内とする旨定められておりますが、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 1 回定時株主総会に、当社の取締役の報酬等の額について、年額 500 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とする旨付議する予定です。この報酬額とは別枠で、当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額合計 200 百万円以内とすること、また、上記報酬等の枠内で発行するストックオプションとしての新株予約権の内容を、以下の 2. 及び 3. 記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

#### 1. 新株予約権を当社取締役の報酬として付与することを相当とする理由

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまで株主の皆様と共有することにより、当社の中長期的な業績向上と企業価値の向上に対する貢献意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、2. において「付与株式数」という。)は 100 株とする。なお、本議案の決議日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 200,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

##### (2) 新株予約権の総数

2,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

##### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。なお、当社は、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、当該新株予

約権に係る払込金額と同額の報酬を付与するものとし、当該取締役は、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てたる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役の地位をすべて喪失した日以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の募集事項等

別途開催される新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会の決議において定めるものとする。

### 3. 税制適格型ストックオプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下3.において「付与株式数」という。)は100株とする。なお、本議案の決議日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式400,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

4,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)、または割当日の終値(当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合、その他1株あたりの払込金額の調整をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行決議の日後2年を経過した日から5年間の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) その他の新株予約権の募集事項等

別途開催される当該新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。